

監査結果の訂正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施し、同条第9項の規定により行った監査結果の報告（令和8年2月19日付監査委員告示第1号）の一部を次のとおり訂正いたします。謹んでお詫び申し上げます。

頁	箇所	訂正後	訂正前
6	(3) 契約事務について 保険契約の締結を伺う 起案において、事業執行 伺ではなく、通常の起案 用紙が使用されていた。	保育幼稚園課 健康増進課 <u>土木管理課</u>	保育幼稚園課 健康増進課 <u>都市計画課</u>
10	(4) 市民生活部 人権施策課	<u>・削除</u>	<u>・ 公用車運転時に行うアル コール検査において、検知さ れた数値が道路交通法施行 令で定められている基準値 を上回っていたにもかかわらず、 運転を行っていた。</u>
11	(7) 保健部 健康増進課	<u>共通事項に記載するものを 除き、特筆すべき事項はなか った。</u>	<u>公用車運転時に行うアルコ ール検査において、検知され た数値が道路交通法で定め られている基準値と同値で あったが、運転を行ってい た。</u>

※なお、ホームページに掲載している公表文は、訂正後の内容となります。